

「日本円金利指標に関する検討委員会」第9回議事要旨

(2019年11月1日(金) 16時30分～17時40分、日本銀行本店会議室)

1. 各国の金利指標等を巡る動向

- 事務局より、「日本円金利指標に関する検討委員会」(以下、検討委員会)に対して、各国の金利指標を巡る最新の動向について説明が行われた。
- 国際スワップ・デリバティブズ協会より、デリバティブ契約におけるフォールバックの公表停止前トリガー等に関する市中協議の結果および今後のスケジュールについて説明が行われた。

2. 市中協議の結果について

- 議長より、本年7月2日から9月30日までの意見募集期間中に、幅広い業種の全40先から回答が寄せられたことが報告された。回答内容は市中協議文書の記載事項を十分ふまえたものとなっているほか、業界団体を1先とカウントしていることから、その傘下の企業数も勘案すれば、さらに多くの主体の意見が含まれていると評価するとの認識が示された。
- 事務局より、市中協議結果のポイントについて以下の説明が行われた。
 - ・ 全体として、リスク・フリー・レート(RFR)にもとづくターム物金利(ターム物RFR金利)が多数の支持を集めたこと等が報告された。
 - ・ なお、貸出の代替金利指標について提出された意見の中に、選択肢の1つであるTIBORについて、円LIBORから移行する際の金利水準の違いを懸念する声の一部にみられたことに対して、「仕上がりの金利水準が同程度となることが移行に向けた議論の出発点となるため、こうした懸念は契約当事者間のコミュニケーションの中で解決されていくと考えられる」との補足説明があった。

証券会社メンバーからは、「ターム物RFR金利の早期構築に向けて、前向きに協力していきたい。他方で、英米では、債券を中心に0/N RFR複利(後決め)での商品が発行・取引されており、システム・事務面での整備も進められてきている。このため、海外展開している本邦企業においても、こうした海外動向を注視する必要があるが、顧客に対して適切な情報還元を行っていきたい」との意見があった。

また、金融機関メンバーからは、「今後、LIBORからの移行にかかる個社での取り組みを実行していくにあたっては、貸出・債券とも丁寧な顧客説明が肝要である。個社の対応を具体化させるためには、業界団体等によって、市場慣行の整備や適切な顧客対応

に関する透明性の高いガイドラインが策定されることが重要である」との意見があった。

これに対し、全国銀行協会からは、以下の通り発言があった。

- ・ 市場慣行の整備や適切な顧客対応については、時限性も意識しつつ、積極的に取り組んでいきたい。
- ・ 移行やフォールバックが円滑に進むよう、市場慣行の整備に向けた各種取り組みを開始している。また、顧客対応に関しても、本年6月にFAQを会員に通知している。今後もアップデートを予定しているほか、対外発信の強化にも努めていく。
- ・ 当協会としては、他団体とも連携を図りながら一層取り組みを進めていき、多様な関係者が参加する本委員会に対して必要な報告を適宜行いながら、業界全体で透明性の高い対応を行っていく。

また、日本証券業協会からは、「協会会員である証券会社とともに、証券業務における適切な対応について、今後検討していきたい」との発言があった。

フォールバックに関する足もとの先行事例として、金融機関メンバーからは、先般発行した円LIBOR参照債券について、恒久的な公表停止にかかるフォールバック条項を導入した旨の紹介があった。

これらの発言を受け、議長からは、「業界団体等が中心となった取り組みが期待されている中、多様な関係者が参加する検討委員会としては、報告を受ける場となることにとどまらず、業界団体等の取り組みを周知する観点から、必要に応じて、検討委員会から対外的な情報発信を行うことも考えられる」との意見が示され、メンバー間で認識が共有された。

- 金融庁からは、同庁の取り組みとして、ターム物RFR金利の構築等の市場全体としての取り組みの促進や、顧客保護の観点から個別金融機関のモニタリングを行うこと等について説明が行われた。
- 最後に、議長より、今後の進め方について、11月中を目途に市中協議の取りまとめ結果を公表する旨等が伝えられ、メンバー間で認識が共有された。

3. ターム物RFR金利の検討状況

- 事務局より、ターム物RFR金利の検討状況について、参考値の算出・公表主体の公募を10月29日に開始したほか、今後、タスクフォースでの評価をふまえて、来年1月を目途に、検討委員会として応募先にかかる議論・評価を実施する予定である旨説明が行わ

れた。

この点、金融庁からは、応募先に求める条件に関し、新たに構築されるターム物RFR金利は、国内外で広範に使用される可能性があり、金融商品取引法の趣旨もふまえて、その算出・公表主体には安定的・継続的な算出が必要であるとの説明があった。

4. その他

- 副議長より、今後の対外情報発信について説明が行われ、11月中を目途とした市中協議の取りまとめ結果の公表後は、個社毎の取り組み、業界団体における具体的事項の検討、ターム物RFR金利の構築に向けた取り組み等、金利指標改革の進捗状況を点検するほか、引き続き、LIBORの公表停止に備えた対応の働きかけを行っていくことや、本邦での金利指標の将来像を示すため、海外の市場参加者・金融当局に対しても情報発信を行っていく方針であること等が示された。
- 事務局より、金利指標に起因する会計上の問題について、企業会計基準委員会が10月から検討を開始したことについて説明が行われた。
- 閉会に先立ち、日本銀行金融市場局長から挨拶が行われ、昨年8月の委員会設立後、メンバーの積極的な貢献により業界横断的に検討してきたこと、また、市中協議の取りまとめに至ったことに対して、謝意が示されるとともに、今後実行に移されていく金利指標改革の取り組みに対して引き続いての協力が要請された。

以 上

「日本円金利指標に関する検討委員会」第9回会合 参加者

(メンバー)

議 長	三 菱 U F J 銀 行	松 浦 太 郎
副 議 長	野 村 證 券	野々村 茂
	み ず ほ 銀 行	渡 邊 謙
	三 井 住 友 銀 行	折 原 隆 志
	横 浜 銀 行	斉 藤 裕 治
	名 古 屋 銀 行	鈴 木 健 司
	ド イ ツ 銀 行	森 田 茂 樹
	大 和 証 券	稲 田 雄 一 郎
	ゴールドマン・サックス証券	田 口 研 吾
	モルガン・スタンレーMUFJ証券	江 塚 剛
	ゆ う ち ょ 銀 行	市 川 達 夫
	農 林 中 央 金 庫	永 田 士 郎
	信 金 中 央 金 庫	田 中 宏 之
	第 一 生 命 保 険	重 本 和 之
	東京海上ホールディングス	新 川 真 也
	大和証券投資信託委託	小 宮 力
	丸 紅	小 倉 泰 彦
	三 井 不 動 産	富 樫 烈
	東 日 本 旅 客 鉄 道	金 田 真 人
	三 菱 U F J リ ー ス	富 永 修
	日 本 電 信 電 話	橋 本 誠 一

(オブザーバー)

全銀協 TIBOR 運営機関	世 良 裕 一
国際スワップ・デリバティブズ協会	森 田 智 子
金融法委員会	戸 塚 貴 晴

(弁護士)

東京金融取引所	桑原光太郎
日本証券クリアリング機構	金子貴比古
全国銀行協会	小山寛隆
日本証券業協会	松永秀昭
金融庁	青崎稔
日本銀行	清水誠一
日本銀行	大竹弘樹
日本銀行	塩沢裕之

今回の会合には、以下の各サブグループ（SG）議長およびワーキンググループ（WG）取り纏め役が出席した。

貸出 SG 議長	みずほ銀行	柴田憲幸
債券 SG 議長	野村證券	橋本茂
ターム物金利構築 に関する SG 議長	三菱 UFJ 銀行	天城穰
ターム物金利構築 に関する SG 議長	シティグループ証券	渡辺敦也
通貨スワップ等 WG 取り纏め役	三井住友銀行	石川聡

(敬称略)

以上